



まなラボ

勉強や高校生活などで、わからないことや困ってることなど、なんでも気軽に聞けます



だれが使えるの？

世田谷区に住んでいて、次の(1)~(4)にあてはまる塾や家庭教師を利用していない中学3年生および高校生です。

- (1) 生活保護を受けている家庭
- (2) 住民税の所得割が非課税の家庭
- (3) 児童扶養手当、児童育成手当、就学援助(全費目)を受けている家庭
- (4) (1)~(3)と同じくらいの所得水準にある家庭

いつ、どこで行っているの？

区内3か所(代田南児童館、新町児童館、烏山児童館)で、週に2回、平日の夜間に行っています。

どうやったら参加できるの？

申込フォームまたは電話やメールでお申し込みください。初回はお子さんと保護者にオリエンテーションを行います。



高卒認定試験取得支援事業

中卒や高校を中退した子ども・若者の学び直しをサポートします



だれが使えるの？

世田谷区内に住んでいる、次の(1)~(4)にあてはまる高校などを卒業していない16~39歳までの子ども・若者です。

- (1) 生活保護を受けている家庭
- (2) 住民税の所得割が非課税の家庭
- (3) 児童扶養手当、児童育成手当、就学援助(全費目)を受けている家庭
- (4) (1)~(3)と同じくらいの所得水準にある家庭

いくらもらえるの？

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の費用や試験の受験料(上限30万円)を支給します。

どうやって申し込むの？

オンライン、郵送、子ども家庭課窓口にて手続きしてください。手続きに必要なものをご案内しますので、子ども家庭課までご連絡ください。



お問い合わせ

子ども家庭課
TEL 5432-2406
FAX 5432-3081